

主な検討課題	基本的方向性	具体的方策
<p>・施設所要量の確保</p>	<p>地域ごとに必要な施設所要量の確保</p> <p>【令和12(2030)年度までに必要な所要量想定】 <u>生活介護 = 340人分程度</u> <u>就労継続支援B型 = 220人分程度</u></p> <p>1 小規模・分散化による施設整備 住み慣れた「地域」において通所施設が利用できるよう、利用者の障害特性や希望を尊重し、各地域の障害者数や施設数を勘案しながら、小規模・分散化の視点で施設整備を図る必要がある。</p> <p>2 定員を上回る利用者受入れ 現在、区立施設を中心に「生活介護」「就労継続支援B型」施設では、必要な職員配置を行いながら定員を上回る利用者の受入れを行っている施設がある。施設需要の増加を踏まえると、平成30年度の受入れ数の範囲内で、当面この対応を継続することは止むを得ない面がある。</p> <p>3 施設利用者の移行支援 「就労継続支援B型」施設に関しては、「就労移行支援」「就労定着支援」の充実を図る一方、「生活介護」施設を含むいずれの施設利用者も希望により介護保険事業所に移行できるよう、障害者施設と介護保険事業所との相互理解、連携・交流を進める必要がある。</p>	<p>1 小規模・分散化による新規施設整備の促進と既存施設の有効活用 区内5地域の需給バランスを勘案した施設整備を図る。 利用者の障害特性や希望する活動・支援を尊重した多様な施設整備・運営を図る。</p> <p>既存物件の有効活用： ・区立施設については、施設毎に現状規模・設備、老朽度、利用状況等を検証し、<u>保全改修や利用スペースの有効活用による定員拡充や事業追加を行うなどにより、必要な機能転換を図る。</u>なお、機能転換に当たっては、地域における需給バランスの調整や<u>医療的ケアを含む重度障害者への対応、支援プログラムの多様化</u>等のモデル的役割等を区立施設の役割として整理する。 ・区有財産を活用した施設についても、区立施設に準じた活用を図る。 ・区内公有地の洗出しを行い、障害者施設への活用を検討する。</p> <p>新規施設整備： ・一定程度の規模が期待できる公有地活用については、利用者の状況に応じたサービス間移行を含め多様な選択肢を提供するため複数機能を持った多機能型施設とし、併せて、医療的ケアを含む重度障害者対応のグループホーム併設を検討する。 ・民間物件活用の際の事業者負担軽減策を整理・検討する。軽減策活用にあたっては、地域の需給バランスに基づく必要性を充分精査する。 ・新規施設整備の際には、介護保険事業所の併設や隣接等の可能性についても精査・検討する。</p> <p>既存物件の有効活用による機能転換や新規施設整備を行うとともに、利用者が自ら希望に合った施設利用が可能となるように施設の特徴や魅力を発信していく。</p> <p>2 定員を超えた利用者受入れの当面の継続 < 配慮事項 > ・支援の質が低下することがないように、必要な職員の追加配置を行う。 ・平成30年度時点の定員超過数を最大限とする。 ・施設整備等により施設所要量の確保が可能となった際は、速やかに本方針の見直しを行うとともに利用者数を定員に戻していく。</p> <p>3 施設利用者の移行支援 ・利用者の意向に沿った柔軟で多様、且つ段階的な就労への道筋を検討するとともに、就労定着支援の推進により、就労促進・定着を図り就労系施設の有効活用を図る。<u>就労促進にあたっては、令和2年度から開始した週20時間以上の就労以外の多様な働く場を作り、働きたい方をつないで働き続けられるように支援する「せた」JOB応援プロジェクト</u>も活用していく。 ・利用者に対し、日頃から介護保険事業の支援内容等を情報提供するとともに、利用者の意向を確認しておく事が重要である。 ・障害者施設、介護保険事業所との連携・交流を図り、介護保険事業所への移行の際の不安感払拭を図る。 ・<u>ケアマネジャー</u>への障害理解促進を図る。</p>

主な検討課題	基本的方向性	具体的方策
<p>・医療的ケアを含む重度障害者への対応</p>	<p>身近な地域における受入れのための環境整備</p> <p>【令和12(2030)年度までに必要な医療的ケアの所要量想定】 特別支援学校の卒業生 = 60人分程度 既存施設利用者 = 100人分程度(最大)</p> <p>1 地域での受入れのためには、医療的ケアを含む重度障害者の実態を把握し、所要量を想定するとともに、必要となる支援環境(ハード、人材等)の整備を図る必要がある。</p> <p>2 当面は対応のノウハウの蓄積などを図るため、三宿つくしんぼホーム等現在の受入れ施設や東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘での受入れを行う必要がある。</p> <p>3 受入れのための人材の確保・育成を図る必要がある。</p>	<p>1 増加が見込まれる医療的ケアを含む重度障害者の施設所要量と整備目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の利用見込みや、既存施設利用者の実態を調査し、今後10年間に必要な所要量を把握する。 ・把握した所要量から、現状の三宿つくしんぼホーム、東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘、イタル成城の既存施設だけでは、今後増加する特別支援学校の卒業生と既存施設利用者の需要に対応が困難となる見込みであるため、新たに1カ所程度の医療的ケアを含む重度障害者対応施設を整備する必要がある。なお整備にあたっては、公有地活用による財政負担軽減や事業者負担軽減策について整理検討する。 <p>2 拠点となる施設から地域の施設へのノウハウの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立の医療的ケア受入れ施設や東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘を中心にノウハウを蓄積し、地域の施設へ発信していく。ただし、身近な地域の施設において医療的ケア受入れを進めるためには、ノウハウの蓄積・継承に留まらず、ハード面(機器・設備の整備、支援スペース等)や受入れ体制(支援者の配置や研修等)などの環境整備が必要であり、当面、現状の施設での受入れを実施する。 <p>3 医療的ケアが必要な方の支援に携わる人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷区福祉人材育成・研修センター」の活用や成育医療研究センター等との連携により支援する人材の確保・育成を推進する。
<p>・グループホーム整備</p>	<p>障害特性や地域資源に配慮した整備</p> <p>1 グループホームの希望者数を調査し、地域資源と連携した運営を視野に地区を意識しながら整備する必要がある。</p> <p>2 中軽度の障害者対象のグループホームの整備については、不動産事業者等との連携による民間事業者の整備促進を図る。</p> <p>3 重度障害者への対応については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を含めた促進策の検討が必要である。</p>	<p>1 所要量見込みと整備目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の場であるグループホームについては、地区を意識しながら通所施設等の利用可能な地域資源の状況を勘案し整備していく。なお、運営にあたっては、地域・地区の資源と充分連携しながら、利用者の障害特性や希望する生活を尊重した支援を図る。 ・入所施設利用者状況や通所施設利用者向け調査等により、地域ごとに整備目標数を設定する。 区外施設入所者の地域移行希望については、区内の施設整備状況等多様な選択肢を丁寧に提供しながら、意向確認を継続的に行っていく。 <p>2 中軽度者対象のグループホーム 所要量 = 200人分程度(最大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家の活用も視野に担当所管や不動産団体等との連携強化を図るとともに、新規グループホーム運営希望法人等と活用可能物件とのマッチングを更に進める。新規グループホーム運営希望法人等に対し、区ホームページでの丁寧な情報提供(過去の整備事例の紹介、ニーズの高い地域の表示等)を行っていく。 <p>3 重度障害者対象のグループホーム 所要量 = 300人分程度(最大)(A:230人・B:70人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地活用により財政負担の軽減を図り整備する。また、公有地活用以外の整備については、事業者負担軽減策を整理・検討する。 ・重度障害者への対応については、障害の程度や医療的ケアの有無、及び日中活動への参加の可否等を勘案し整備する類型を整理する。日中活動への参加が可能な重度障害者(A)については、東京都の新たな「障害者グループホーム体制強化支援事業」を活用した整備誘導を促進する。日中活動への参加が困難な重度障害者(B)については、「日中サービス支援型グループホーム」の整備誘導を促進する。 ・ノウハウの獲得については、「福祉人材育成・研修センター」を活用した職員研修や事業者連絡会等の活用による先進的事例の共有により支援する。
<p>・障害特性に応じた日中活動の場の整理</p>	<p>障害特性に応じた日中活動の場の必要性の整理</p> <p>定期的通所が困難な精神障害者等、障害特性に応じた日中活動の場の必要性について整理する必要がある。</p>	<p>障害特性により通所が困難な方に求められる日中活動の場整備の必要性の整理</p> <p>定期的な通所が困難な精神障害者等にとっての、従来の通所施設の利用とは異なる日中活動の場整備の必要性について、(仮称)第6期世田谷区障害施策推進計画策定の中で調査、整理していく必要がある。</p>